

## 滋賀県政150周年記念事業パートナー登録制度要綱

### (目的)

第1条 令和4年9月に滋賀県誕生150周年の節目を迎えるにあたり、滋賀県内や滋賀県ゆかりの企業・団体等とともに滋賀の魅力を県内外へ広く発信していくため、滋賀県政150周年記念事業への協力に意欲的な企業、団体等を滋賀県政150周年事業パートナーとして事前に登録し、官民あげて事業展開を図ることを目的とする。

### (協力内容)

第2条 滋賀県政150周年記念事業パートナー（以下、「事業パートナー」という。）は、滋賀県が実施する滋賀県政150周年記念事業のうち、次の各号で、協力することが可能な活動について実施するものとする。

- (1) 滋賀県政150周年に関する広報の協力
- (2) 滋賀県政150周年に関する県事業への協賛・協力
- (3) 滋賀県政150周年に関する事業・キャンペーンの主体的な実施
- (4) その他、滋賀県政150周年記念事業に資するもの

### (費用負担)

第3条 前条の活動にかかる一切の経費については、事業パートナーの負担とする。また、提供する自らの資機材等の破損等についても同様とする。

### (登録手続等)

第4条 本制度の目的に賛同し、登録しようとする企業、団体等は、登録(変更)申請書(様式第1号)により知事に対して事業パートナーの登録申請を行うものとする。

- 2 知事は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、登録することが適当であると認めるときは、事業パートナーとして登録し、その旨通知するものとする。
- 3 事業パートナーに登録しようとする企業、団体等が次の各号に該当するときは、知事は、登録の申請を受理しないものとする。
  - (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
  - (2) 政治的若しくは宗教的な目的のため登録しようとするもの
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団の構成員又は暴力団と関係のあるもの
  - (4) 前号に掲げるもののほか、登録の申請を受理することが適当でないと知事が認めるもの

(事業パートナーの公表)

第5条 知事は、登録した事業パートナーについて、滋賀県ホームページ等で公表する。

(登録期間)

第6条 事業パートナーの登録期間は、第4条第2項により登録された日から令和5年3月31日までとする。

(登録の変更)

第7条 事業パートナーの登録内容の変更をする企業、団体等は、登録(変更)申請書(様式第1号)により知事に対して事業パートナーの登録変更申請を行うものとする。

2 知事は、前項に規定する申請があったときは、事業パートナーの変更登録を行い、その旨通知するものとする。

(登録の取消し)

第8条 知事は、事業パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

(1) 廃業又は休止したとき。

(2) 企業、団体等を第三者に譲渡又は売買し、引き続き協力の意思が確認できないとき。

(3) 第4条第3項に規定する要件に該当することが判明したとき。

(4) 事業パートナーが辞退届(様式第2号)を知事に提出し登録の取消しを申し出たとき。

(5) その他、事業パートナーとして登録しておくことが適当でないと知事が認めたとき。

(秘密の保持)

第9条 事業パートナーは、協力を通じて知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。辞退届を提出した後においても同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和4年2月4日から施行する。